

EU とユーロ圏

■ EU とユーロ圏の違い

EU は、2016 年 1 月現在、欧州 28 か国から成る地域集合体です。ヒト、モノ、資本の移動に関する障害の多くを除去し、単一市場を形成しています。一方、ユーロ圏は、EU に加盟している国のうち、単一通貨ユーロを導入し、金融政策を欧州中央銀行 (ECB) に委ねている国で構成される経済圏のことです。2015 年 1 月現在で、EU28 か国のうちユーロ圏は 19 か国ですが、EU 加盟国でも、条件を満たさなければユーロを導入することはできません。

EU 加盟国 (28 か国)

単一市場の設立

英国	クロアチア
スウェーデン	チェコ
デンマーク	ハンガリー
ブルガリア	ポーランド
ルーマニア	

ユーロ圏 (19 か国)

単一通貨ユーロ導入 ECB による金融政策 財政規律の順守

ベルギー	ドイツ	エストニア	アイルランド	ギリシャ
スペイン	フランス	イタリア	キプロス	ラトビア
リトアニア	ルクセンブルグ	マルタ	オランダ	オーストリア
ポルトガル	スロベニア	スロバキア	フィンランド	

■ ユーロ導入の条件

ユーロ導入国は、自国の中央銀行ではなく、ECB の金融政策に従う必要があります。これは、国の経済状況を調整する 2 つの政策である財政政策と金融政策のうち、金融政策を放棄することを意味します。このため、ユーロ導入国間では、金融政策の効果に差が出ないように、ユーロを導入する国の経済的な差をなるべく小さくする必要があります。このため、ユーロ導入に当たっては、収斂基準と呼ばれる 4 項目 (価格安定性・財務状況・為替レートの安定・金利) の基準が設定されています。

■ ユーロ導入の効果

ユーロ導入により、為替リスクや為替コストが削減でき、ユーロ圏内での貿易の増加、企業コストの減少などのメリットがあります。一方、導入国は、財政政策を放棄しなければなりません。財政規律を守る努力をしているとはいえ、守れず過大な財政赤字を抱えてしまう場合もあります。結果、ユーロに対する信認が低下し、ユーロ安や、国債利回りが上昇し借入れコストが上昇することがあります。これが、2009 年後半のギリシャに端を発した「欧州ソブリン危機」です。この場合、財政危機に陥った国以外のユーロ圏の国にも大きな影響が生じ、財政危機国への多額な資金援助が必要となります。

- 英国は、1973 年 1 月に欧州共同体 (EC) に加盟しました。当初、EU 市場の強化・拡大には賛成していたものの、経済政策に関する「国家主権」の放棄につながる通貨統合や政治統合には反対していましたが、1990 年 10 月、欧州通貨制度 (EMS=EMU の前身) に参加することを決定し、外国為替市場でのポンド変更幅を基準相場から上下 6% 以内に抑える義務を負うこととなりました。
- **豆知識** なぜ、イギリスはユーロを導入しなかったのか？ が急騰し、他の EMS 参加国の通貨安が起こりました。ず、ポンドの減価が止まらず、市場介入によるポンド価値の維持をあきらめ、EMS を離脱しました。(ポンド危機)
- 英国は、1993 年 8 月に欧州連合条約を議会で批准していますが、そこでは、「英国政府及び議会のそれぞれの決定がない限り、EMU の第 3 段階 (ユーロへの切り替え) への意向に責任を持たない」という規定を入れ、ユーロ導入を見送ることとなりました。

本書は、情報提供のためのみに提供されるものであり、新たな資料によりその全体について修正、更新または差替されることがあります。本書に含まれる情報は、信頼できると信ずべき情報源から入手されるものでありますが、その正確性または完全性について何らの表明をするものではありません。本情報の正確性または当社の見解の有効性へ依拠される方は、自己の責任においてそれを行うことになります。

本書は、金融商品(有価証券を含みますが、これに限られません)の取得の申込またはその引受もしくは買付の申込の勧誘を目的とするものではなく、また金融商品の取引条件の最終的な提示を意図したものではありません。本書に記載されるいかなる表示も三田証券会社またはその関係会社が取引を締結することを約束するものとして解釈されるべきではありません。三田証券会社および、またはその関係会社が本書に基づいて取引を行うことはありません。

三田証券会社またはその関係会社は、本書から発生した誤解について一切の責任を負いません。また、三田証券会社及びその関係会社は、本書に基づいて投資家がなす決定から発生した財務上その他の結果に関して、いかなる受託者責任または賠償責任も負いません。投資家は、リスクを自ら評価し、且つこの点について必要な範囲で自己の法律上、財務上、税務上、会計上またはその他専門分野の自己の助言者から助言を受ける必要があります。

投資家は、特に、本書に記載する金融商品を引受、買付且つ保有する場合、一定の状況においては本金融商品の償還価値・強制買戻価格が額面金額・当初投資金額を下回る場合があり、ゼロとなる可能性もあることを認識する必要があります。

商号等	三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3-11
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	5億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和24年7月
連絡先	03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。